

**「宮ヶ瀬湖フィッシング利用実現可能性等調査業務委託」に関する
企画提案募集要項**

1 委託業務の名称

宮ヶ瀬湖フィッシング利用実現可能性等調査業務委託

2 業務の内容

「宮ヶ瀬湖フィッシング利用実現可能性等調査業務委託仕様書」のとおり

3 委託契約期間

契約締結の日 から 令和7年3月10日 まで

4 委託料上限額

26,983,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

※ 本業務委託の契約締結にかかる上限額であり、予定価格については、この範囲内で別途算定します。

5 参加資格

参加意思表明書の提出期限から契約締結までの全期間に渡って、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 仕様書に示す業務を履行する能力を有する者であること。
- (2) 国土交通省関東地方整備局、神奈川県、相模原市、愛川町、清川村が措置する指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 委託業務を円滑に遂行できる安定的かつ健全な経営基盤を有すること。
- (4) 過去2年以内に銀行取引停止処分を受けている者でないこと。
- (5) 過去6ヶ月以内に不渡手形又は不渡小切手を出している者でないこと。
- (6) 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされている者でないこと。
- (7) 事業税並びに消費税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。
- (9) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にないこと。
- (10) 暴力団の構成員又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者を役員に含まないこと。

6 スケジュール

- (1) 参加意思表明書の受付 令和6年3月1日（金）～
令和6年3月7日（木）15時00分（必着）

- (2) 質問の受付 令和6年3月1日(金)～
令和6年3月7日(木) 15時00分(必着)
- (3) 質問に対する回答 令和6年3月12日(火)(予定)
- (4) 企画提案書の受付 令和6年3月1日(金)～
令和6年3月15日(金) 17時00分(必着)
- (5) 企画提案書の審査会(書類及び面接審査)開催
令和6年3月22日(金)(予定)
- (6) 最優秀提案者への通知 令和6年3月28日(木)(予定)

7 参加手続き

- (1) 参加意思表明書、企画提案書等の様式の入手
参加にあたって必要な様式は、「公益財団法人宮ヶ瀬ダム周辺振興財団」ホームページからダウンロードすること。
- (2) 参加意思表明書の提出
参加を希望する者は、参加意思表明書(様式第1号)を提出すること。参加意思表明書の提出がない者の参加は認められない。
 - ア 提出書類 参加意思表明書(様式第1号)
※ 複数の法人その他の団体がグループで応募する場合のみ、様式第1号に加えて「応募グループの構成団体(様式第2号)」を提出すること。
 - イ 提出期限 令和6年3月7日(木) 15時00分(必着)
 - ウ 提出方法 郵送又は持参※
※ 持参の場合の受付時間は、月曜日(祝日を除く)及び祝日の翌平日を除く、9時00分から17時00分まで。
 - エ 提出先 〒243-0111 神奈川県愛甲郡清川村宮ヶ瀬940-4
県立宮ヶ瀬やまなみセンター内
公益財団法人宮ヶ瀬ダム周辺振興財団 企画振興課
- (3) 質問の受付及び回答
公益財団法人宮ヶ瀬ダム周辺振興財団の次のメールアドレスに別紙「質問票」を添付の上、送付すること。
メールの件名は、「宮ヶ瀬湖フィッシング利用実現可能性等調査に関する質問」とすること。
質問の回答は、参加意思表明書提出者全員に対して電子メールで回答する。
 - ア 質問受付用メールアドレス
situmon@miyagase.or.jp
 - イ 受付期限 令和6年3月7日(木) 15時00分(必着)
 - ウ 回答日 令和6年3月12日(火)(予定)
- (4) 企画提案書の提出
 - ア 提出書類
(ア) 提出資料目録(様式第3号)

- (イ) 企画提案書（様式第4号）
- (ウ) 業務実績（様式第5号）
- (エ）実施体制（様式第6号）
- (オ) 見積書（内訳明細を含む。任意様式）

※ 選定にあたっては、記載された見積額に当該見積額の10%に相当する金額を加算した金額によるので、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

なお、記載された見積額に当該見積額の10%に相当する金額を加算した金額に円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた後に得られる金額により提案があったものとする。

- イ 提出部数 紙 10部（原本1部、複写9部）、データ PDFファイル
- ウ 提出期限 令和6年3月15日（金）17時00分（必着）
- エ 提出方法 郵送又は持参
データファイルは、質問受付用メールアドレスに送付可
situmon@miyagase.or.jp
※ 持参の場合の受付時間は、休館日の月曜日（祝日の場合は翌日）を除く、9時00分から17時00分まで。
- オ 提出先 〒243-0111 神奈川県愛甲郡清川村宮ヶ瀬940-4
県立宮ヶ瀬やまなみセンター内
公益財団法人宮ヶ瀬ダム周辺振興財団 企画振興課

8 選定方法

(1) 選定方法

- ア 提出された企画提案書等について、要件等の形式審査の上、審査会による書類及び面接審査を経て決定する。ただし、最高点の提案が複数ある場合は、審査委員が協議の上決定する。
- イ 審査会開催日は、令和6年3月22日（金）を予定しているが、決定し次第、様式第1号に記載の連絡先に連絡する。
- ウ 面接審査は、応募者が企画提案書等の内容について説明を行った上で、審査委員が質疑を行う。特にアピールしたい点及び企画提案書等の内容を確認するために実施するものであり、企画提案書等に記載のない新しい提案はできない。
- エ 審査項目に著しく評価の低い項目がある企画提案書等は選定しない場合がある。
- オ 有効な提案書が1つに限られる場合は、審査会の意見の聴取を省略する場合がある。
- カ 審査会は非公開とする。

(2) 審査項目及び審査内容等

| 審査項目 | 審査内容 | 配点 |
|--------------------|--|------|
| 1 調査業務等の実施方針 | 1-1 提案内容の妥当性、課題認識 1-1-1 調査の背景や目的、課題、宮ヶ瀬湖の基本コンセプトを的確に把握した実施方針が提案されている。 | 50 点 |
| | 1-2 調査方法の妥当性、独創性（6 項目の提案ごとに評価） 1-2-1 多分野にわたる調査項目の相互関係を理解し、調査方法について効果的・効率的な提案がされている。 1-2-2 宮ヶ瀬湖の特性を活かした独創的な提案がされている。 | |
| | 1-3 多様な関係者との調整 1-3-1 多様な利害関係者が存在するため、調査の客観性を担保するための手法について、妥当な提案がされている。 | |
| | 1-4 作業計画の妥当性、効率性 1-4-1 多分野にわたる調査を円滑に進めるための作業計画、工程管理に無理がなく、効率的で実現性がある提案がされている。 | |
| 2 組織、業務従事予定者の経験・能力 | 2-1 組織、業務従事予定者の類似調査等業務の経験 2-1-1 過去に類似の調査等を実施した実績がある。 2-1-2 類似調査等は、今回調査にも共通要素があり、具体的で実用性がある。 2-1-3 業務従事予定者が過去に同様の調査の進行管理をした実績がある。 | 40 点 |
| | 2-2 組織、業務従事予定者の調査等実施能力 2-2-1 事業を遂行する人員が確保されている。 2-2-2 事業を実施する上で適切な財務基盤、経理能力、研究能力を組織として有している。 2-2-3 業務従事予定者は、調査内容に関する専門的な知識・知見、研究能力を有している。 2-2-4 幅広い知見・人的ネットワーク・情報収集能力を有している。 | |
| | 2-3 調査業務に当たってのバックアップ体制 2-3-1 円滑な事業遂行のための人員補助体制が組まれている。 | |
| | | |
| 3 見積額 | 3-1 見積額 3-1-1 見積額が業務内容に見合って適正である。 3-1-2 委託料上限額に対し、経費の節減が図られている。 | 10 点 |
| | 合計 | |

(3) 参加が無効となる場合

- ア 提出期限、提出先及び提出方法が適合しないもの
- イ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- ウ 虚偽の内容が記載されているもの

(4) 審査結果の通知

令和 6 年 3 月 28 日（木）（予定）

9 業務委託の契約手続き

- (1) 選定された提案者は、発注者と別途協議を行い、協議が整った場合には、契約締結となる。
- (2) 選定された提案者との協議が整わない場合は、提案次点者と、同様の契約手続きを行う。

10 留意事項

- (1) 応募に係る経費は参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、原則として返却しない。
- (3) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (4) 発注者は提出された書類を、選定以外の目的には、無断で使用しない。
- (5) 発注者が、企画提案書等の作成にあたって必要となる資料等を配布した場合には、その資料等は、発注者の了解なく公表又は使用することはできない。
- (6) 業務内容は、発注者との調整の中で変更を伴う場合があり、その変更等については、必要に応じて発注者と受注者で協議した上で対応する。
- (7) 複数の法人その他の団体がグループで応募する場合は、代表する法人又は団体を定める。
- (8) 本業務への応募について、同時に複数のグループの構成員になることはできない。
- (9) 契約締結となった場合、本業務の遂行にあたって契約書とともに、企画提案書等に記載された事項が適用される。
なお、提案内容では業務遂行に支障が生じる等の場合には、発注者からの指示により、発注者と受注者とが協議の上で、提案内容を変更することができる。
- (10) 企画提案書の著作権は応募者又は応募グループに帰属する。
なお、本業務における公表及びその他発注者が必要と認めるときには、発注者は提案書の全部又は一部を使用することができる。
- (11) 本業務は、関係行政機関の費用負担を伴い、関係行政機関の予算議決前の準備行為であり、期日までに該当事業に係る予算の議決がなされないときは、契約を締結しない。

11 問合せ先

〒243-0111 神奈川県愛甲郡清川村宮ヶ瀬 940-4

県立宮ヶ瀬やまなみセンター内

公益財団法人宮ヶ瀬ダム周辺振興財団

常務理事兼事務局長 志村 電話 046-288-3600 (代表)

企画振興課 下嶋 電話 046-288-3434 (直通)